

平成 21 年度 JR 穂積駅周辺地区まちづくり交付金

第 1 回まちづくり交付金評価委員会

議 事 録

日 時：平成 21 年 10 月 23 日（金） 9：00～11:15

場 所：瑞穂市役所巢南庁舎 2 F 富有の間

出席者：【事業評価委員】 岡村委員長、島崎委員、広瀬委員
【事務局】

<都市整備部> 福富部長、水野調整監
(都市開発課) 鹿野課長、伊藤総括課長補佐、坂主査、松尾主査
(都市管理課) 若園総括課長補佐
<企画部>
(企画財政課) 早瀬課長
※傍聴者 1 名

I. 議事次第

- 1 都市整備部長あいさつ
- 2 委員の紹介
- 3 事務局の紹介
- 4 委員長の選出
- 5 委員長あいさつ
- 6 まちづくり交付金事業の概要について
(1)まちづくり交付金について
(2)事後評価について
- 7 現地視察
- 8 その他



Ⅱ.議事録

(事務局)

それでは定刻になりましたので、「JR穂積駅周辺地区」まちづくり交付金事業の第1回事業評価委員会を開催致します。

本日は、ご多忙の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。当委員会は、2回実施する予定としており、今回は、第1回目の委員会ということで事前のレクチャーを予定しております。また、本日は、皆様にお配りしましたレジメに沿って進めたいと考えておりますので、ご協力の程、よろしくお願い致します。

それでは、事務局を代表しまして、都市整備部長の福富よりあいさつ申し上げます。

(福富都市整備部長)

皆さんおはようございます。本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。JR穂積駅周辺地区のまちづくり交付金事業は、平成18年度から事業を進めて参りましたが、今年度が最終年度となっております。現在、実施中の事業もございますが、国の定める制度に基づき、今年度事後評価を行う必要がありますので、ご協力の程よろしくお願い致します。「JR穂積駅周辺地区」は、約8億5千万円の事業費により基盤整備を進めて参りましたが、瑞穂市には、もう一地区「瑞穂中央地区」という地区があり、この瑞穂中央地区でもまちづくり交付金事業を実施してございまして、こういった事業により地域のまちづくりを実施してきました。合併してから7年経過しておりますが、瑞穂市のまちづくりということで、今回、JR穂積駅周辺地区のまちづくり交付金事業の事業評価を皆様にお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(事務局)

それでは、今回事業評価委員に委嘱させていただきました、3名の委員をご紹介します。

・・・各委員を紹介・・・

(事務局)

続きまして、当委員会の事務局を紹介させていただきます。

・・・事務局を紹介・・・

(事務局)

続きまして、委員長の選出を行います。当委員会を運営するため、瑞穂市まちづくり交付金評価委員会設置要綱第6条に基づき、委員長を選出する必要があります。

・・・岡村委員が委員長に選出・・・

(事務局)

それでは、岡村委員長さんより、挨拶をお願い致します。

(岡村委員長)

岡村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この瑞穂市に来てから28年目に入りましたが、宅地開発や道路の整備により都市化が進み、きれいな街になったと感じています。また、仕事で名古屋や東京に出張した帰りにJRで帰ってくる時には、穂積駅の乗降客数が大変増えてきたと感じています。瑞穂市は、住むのに良い街で、

岐阜羽島や名古屋にも近く、瑞穂市がコンセプトにしているまちづくりが、着々と進んでいるのではないかと考えております。

本日委員長に指名されまして、これからも瑞穂市の発展のために努力をして参りたいと思しますので、どうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

本日、傍聴者の方がお見えになっておりますが、入室を許可いただけますでしょうか。

・・・一同、同意により傍聴者入室・・・

(事務局)

後ほどご説明させていただきますが、まちづくり交付金評価委員会は、当市が実施致しました事後評価等が、適正に遂行されたかどうかを、中立、公平な立場でご審議していただくことを目的としております。当事業の個別の工事等を評価するのではなく、目標に向かってどのように事業を遂行したかを評価するものでございます。委員会におきましては、事業が適切に遂行されたことを確認していただき、必要な意見を述べていただく場でございます。詳細につきましては、事業の概要で述べさせていただきますので、よろしくお願い致します。

尚、本日の委員会については、議事録を作成し、ホームページで公表させていただきますので、ご協力の程、よろしくお願い致します。

(事務局)

それでは、カラー刷りの資料「第1回JR穂積駅周辺地区まちづくり交付金評価委員会という資料をご覧ください。

本日の予定でございますが、資料2頁目の次第をご覧ください。1つ目として「まちづくり交付金について」、2つ目として「事後評価の審議」があります。2つ目の中で、「まちづくりの経緯」と「事後評価手続きにかかる審議」がありますが、本日はその1番目にあります「事後評価方法書」まで、ご説明させていただきたいと思しますので、よろしくお願い致します。

2番目以降の薄い青字となっているものは、第2回の事業評価委員会でご説明させていただきたいと思しますのでよろしくお願い致します。

資料の4頁、まちづくり交付金事業の制度の概要についてご説明させていただきます。当事業は、全国都市再生の支援策として、平成16年度に創設された事業でございます。その特徴としましては、「1.地方の自主性、裁量性が大幅に向上された制度であること」、「2.手続きの簡素化により使い勝手が大幅に向上した事業であること」、「3.地方の自主性や裁量性が認められたことを受け、事業の目標、指標を明確化させた制度である」という3点でございます。具体的に申しますと、従来の補助事業は、個別の事業毎に審査を受け、事業採択を受けてから事業化する必要がございましたが、このまちづくり交付金事業におきましては、都市再生整備計画全体を評価し、計画全体を採択するという形になっております。また、補助率につきましても、これまでの補助事業は、事業毎に1/3であったり、1/2であったりと固定されておりましたが、当事業では、交付対象事業全体に対して、最大4割という率の設定となっております。また、これまでの補助事業では事業間の流用は出来ませんでしたが、当事業におきましては、都市再生整備計画の事業間で自由に流用が可能となっており、非常に使い勝手の良い制度となっております。更に、従来の国土交通省所管の補助事業に加え、まちづくりの目標に合致した事業であれば、これまで補助事業になり得なかった事業や、他省庁所管の補助事業においてもハード面、ソフト面にかかわらず、当事業として事業化できることとなっております。特に、国土交通省所管補助事業と、他省庁所管補助事業の隙間となっている部分につきましては「提案事業」といいまして、当事業を実施しようとする市町が必要とする事業を、補助事業として実施できる仕組みとなっております。従来からの補助メニューにございます事業を「基幹事業」と呼んでおりますが、この基幹事業と提案事

業の合計に対して最大 4 割の交付金が交付され、当事業全体事業費に対して「提案事業」の割合が高い場合には、交付率が 4 割を下回ってくるという仕組みとなっております。

資料の 5 頁、PDCA サイクルについてご説明させていただきます。これまでご紹介させていただきましたように、まちづくり交付金事業という制度は、従来の補助制度に比べて非常に柔軟な制度でございまして、まちづくり交付金事業の大きな特徴となっております。しかしながら、一方で、公共事業としての適正な事業実施や事業の透明性の確保、投資効果の最大化を図ることなどを目的として、従来の補助事業よりも事業評価を重視している点も特徴の一つとなっております。資料の左側に記載してある図は、よく見られる PDCA サイクルですが、当事業におきましても採用しております。当事業の場合、都市再生整備計画の作成が「P で PLAN」となります。都市再生整備計画に基づく事業の実施が「D で DO」です。本日行っている事業評価が「C で CHECK」となります。また、事業評価の結果を踏まえ改善し、今後のまちづくりに活かすというものが「A で ACT」となり、この PDCA サイクルが確立されていることに加え、事前に市町村自身が主体となって目標、指標、数値目標を設定し、交付終了年度に達成度を確認、公表することにより、市民に対して分かり易さと透明性を確保する仕組みとなっております。

資料の 6 頁、事業評価スケジュールについてご説明させていただきます。事業評価が事業全体の行程の中でどのように位置付けられているのかをご説明致します。当事業は、事業着手の前年に都市再生整備計画という計画書を作成しますが、この都市再生整備計画に組み入れられた事業費の合計が 10 億円を超える事業につきましては、事前評価を実施することが必要とされております。この事前評価は、都市再生整備計画の妥当性、計画の効果、効率性を明らかにし、国費投入の適切性を明らかにすることを目的として実施されるものです。この事前評価を実施した後、国の承認を得た都市再生整備計画に基づいて、交付金の交付を受けながら事業が実施されていきます。まちづくり交付金事業は、3～5 年という交付期間を一区切りとして事業が展開されますが、事業の最終年度には事後評価を実施することとされております。この事後評価を円滑に行うため、交付期間の最終年度を迎えた地区は、事後評価の進め方を記載した「事後評価方法書」を作成し、国土交通省に提出致します。先ほどお配りしましたお手元の資料が、実際に国土交通省に提出しました事後評価方法書でございまして、この提出した事後評価方法書に従って事後評価を進めていくこととなります。市は、当初に設定した目標、指標の達成度などを評価した「事後評価シート原案」を作成した後、住民の方に公表し、第三者機関による審議を経た後、評価結果を国土交通省に報告するとともに、今後のまちづくり方策の検討を踏まえ、次期計画を策定したり、フォローアップを実施していくこととなっております。本日の委員会は、市が作成した事後評価シート原案の公表が終わっておりますので、次のステップである第三者機関の審議というものに該当します。

資料の 8 頁、事後評価の審議の方法について説明させていただきます。事業評価については、記載してありますとおり、まず庁内検討会を平成 21 年 9 月 11 日に実施しております。この庁内検討会は、本事業に関係する企画財政課、児童高齢福祉課、都市管理課、都市開発課の 4 課で構成され、都市再生整備計画の内容の確認や今後のまちづくり方策の検討を行い、事後評価シートの原案をまとめております。それを事後評価シートの原案として、平成 21 年 10 月 1 日から 14 日までの 2 週間市民の方に公表するため、瑞穂市のホームページに掲載致しました。また、家庭でパソコンをお持ちでない方のために、都市開発課の窓口でも閲覧できるように致しました。その中で、市民の方からの意見を頂戴するため、ホームページの掲載と併せて意見募集を行いましたところ、1 件もございませんでした。

資料の 9 頁、瑞穂市まちづくり交付金評価委員会について説明させていただきます。市町村は事後評価結果の合理性や客観性を担保するため、第三者によって構成される「まちづくり交付金評価委員会」の審議を経ることが必須であるとされております。まちづくり交付金評価委員会では、市町村による事後評価が適切に遂行されたことを中立、公平な立場で審議することが目的とされ、具体的には、事後評価方法書に従って適切に遂行されたことを確認し、必要な意見を述べ

ていただくということになります。また、今後のまちづくり方策についても、必要な意見を述べていただくこととなります。事後評価結果の合理性や客観性の担保、あるいは、中立、公平な立場での審議ということで、委員会は学識経験のある有識者等により構成されることが要件となっております。

資料の 11 頁、都市再生整備計画の概要、事業実施成果について説明させていただきます。資料に記載してあります図面ですが、これは都市再生整備計画に記載されております区域図であり、赤線で囲まれた区域が、J R 穂積駅周辺地区の計画区域でございます。整備面積は 190 h a、交付期間は平成 18～21 年度の 4 年間となっております。

資料の 12 頁、J R 穂積駅周辺地区のまちづくりに対する課題と目標について説明させていただきます。当地区の課題としては、大きく 4 つあげられます。一つ目は「歩道や施設のバリアフリー化」、二つ目は「安全な歩行空間の確保」、三つ目は「快適歩行空間ネットワークの整備」、四つ目は「子育て支援・生涯学習の推進」というものでございます。これらの課題をクリアするために、目標の 1～3 までを掲げております。内容については、資料に記載しているとおりで、これらをまとめたものを大目標とし、「安全で快適な」そして「誰もが生き生きと暮らせるまちづくり」をテーマに、市民が誇れる瑞穂市の顔を創造することとしております。

資料の 13 頁を説明させていただきます。先ほどご説明しました 1～3 までの目標を達成するため、個々の事業を実施致しました。なお、今年度が事業最終年度となりますので、現在施工中の事業もでございます。まず、基幹事業としましては 10 件でございます。お配りしました資料で黄色く着色されたものが基幹事業で、青く着色されたものが提案事業でございます。基幹事業の一つ目として、別府保育所北側道路の歩車道の段差解消を平成 18 年度に実施しました。二つ目として、J R 穂積駅南側の段差解消等を平成 18～20 年度に実施しております。三つ目として、図書館南側の歩道設置を平成 18 年度に実施しております。四つ目として、穂積郵便局北側道路等の路肩のカラー舗装化を平成 18～21 年度に実施しております。五つ目として、J R 穂積駅周辺地区内 8 路線の路肩のカラー舗装化を平成 20～21 年度に実施しております。六つ目として、穂積庁舎南側道路の歩車道の段差解消を今年度実施する予定としております。七つ目として、別府ふれあい広場(旧別府保育所)の外構整備を平成 20 年度に実施しております。八つ目として、別府保育所北側の地下道整備を平成 18～20 年度に実施しております。九つ目として、糸貫川及び中川堤防のカラー舗装化を平成 20～21 年度に実施しております。十個目として、市民センターのエレベータの設置を平成 18 年度に実施しております。提案事業については 3 件でございます。一つ目として、別府保育所建設予定地の用地買収を平成 18 年度に実施しております。二つ目として、J R 穂積駅周辺地区まちづくり協議会を平成 18～21 年度に実施しております。三つ目として、まちづくり交付金事業事後評価シートの作成を平成 20～21 年度に実施しております。

資料の 14 頁を説明させていただきます。お手元の資料の表は、都市再生整備計画の変遷を表わしております。都市再生整備計画は、国土交通大臣の認可を受けた事業計画でございます。平成 18 年 3 月に当初の認可を受け、平成 19 年 3 月に第 1 回の変更、平成 20 年 3 月に第 2 回の変更、平成 21 年 3 月に第 3 回の変更を行っております。来月 11 月には、第 4 回の変更を行う予定でございます。今回の事業評価は、この第 4 回の都市再生整備計画の変更に従い、実施させていただくものでございます。この資料で、(仮称)別府コミュニティセンターと記載されております旧別府保育所の既存建造物を活用した事業、市道 4-3-232-1 号線と記載されております市民センター南側の道路整備、堤防坂路整備と記載されております苗田橋南東の堤防坂路整備につきましては、実施されなかった事業ということで、赤色で着色しております。

資料の 15 頁を説明させていただきます。先ほど当該地区のまちづくりの目標についてご説明させていただきましたが、市民の方にも分かりやすいよう、都市再生整備計画に指標を 3 つ設定しております。一つ目は「バリアフリー化満足度」を設定しております。これは穂積駅前の段差解消事業など、バリアフリー化事業を実施したことによる満足度を市民の方々にアンケート調査により測ったものでございます。二つ目は「遊歩道整備率」を設定しております。こちらは図上計

測した遊歩道整備済み延長を、同じく図上計測した遊歩道延長で除して求めたものでございます。三つ目は「子育て支援地域カバー率」を設定しております。こちらは子育て支援を受けられる地域の面積を、市内全域の面積で除して求めたものでございます。詳しくは、後ほどご説明しますが、本地区では都市再生整備計画に記載された3つの指標の他に、整備効果をより正確に表わすため「JR穂積駅周辺地区内における遊歩道整備率」と「待機児童の数」という指標を、その他指標として新たに設けております。

資料の16頁と17頁でございますが、こちらの図は、JR穂積駅周辺地区で実施しました個々の事業で、整備が完了しているものについて、写真を掲載させていただきました。

資料19頁の事後評価方法書について説明させていただきます。事後評価については、平成21年5月に作成した事後評価方法書に基づき実施しております。この事業評価方法書は、事後評価シートを作成するための実施計画書と考えていただければ結構です。委員の皆様には、お配りしました事後評価方法書をご覧ください。1～3頁は、都市再生整備計画に記載されております3つの指標について記載しております。1頁目は「バリアフリー化満足度」、2頁目は「遊歩道整備率（市内全域）」、3頁目は「子育て支援地域カバー率」について記載しております。4～5頁に記載しております2つの指標は、先ほどお話したその他指標ということで、今回の事業評価に伴って新たに設置した指標でございます。4頁目は「遊歩道整備率（JR穂積駅周辺地区内）」、5頁目は「待機児童の数」という指標について記載しております。この事後評価方法書では、いつどのような手法で計測を行い、数値を求めたのか等について記載しております。6～7頁については、実施過程の評価や、事後評価シート原案の公表方法等について記載しております。最後の頁は、事業スケジュールを掲載しております。

先ほどの資料に戻りまして、20頁を説明させていただきます。都市再生整備計画に記載された3つの指標は「バリアフリー化満足度」、「遊歩道整備率」、「子育て支援地域カバー率」の3つでございますが、新たに設定しましたその他指標として「遊歩道整備率（JR穂積駅周辺地区）」と「待機児童の数」というものがございます。都市再生整備計画に記載された遊歩道整備率は、瑞穂市全域における遊歩道の整備率となっておりますが、JR穂積駅周辺地区の遊歩道整備率に限定することにより、本地区の整備効果をより正確に表わすことができると考えられたため、新たな指標として設定しました。また、待機児童の数につきましては、別府保育所兼子育て支援センター建設事業に伴う効果として、保育施設の3歳未満待機児童の解消度合いが適切な指標であると考えられたため、新たに設定したものでございます。都市再生整備計画に記載された3つの指標と、新たに設定されたこれら2つの指標について、どのような結果となったのかという指標の達成状況の確認と効果発現要因の整理から、次回の事業評価委員会で説明させていただきたいと思っております。

（事務局）

以上で、本日の事業概要等の説明を終わらせていただきます。
ここまでで、何かご質問等ございますでしょうか。

（広瀬委員）

アンケートのサンプル数は、どの程度でしょうか。

（事務局）

事後評価方法書の1頁目「バリアフリー化満足度」についてですが、Aに従前値の計測手法を示しております。穂積町と巣南町が合併し、市の総合計画を策定する中で「まちづくりアンケート調査」を市内7地区で行い、3000部を配布しております。その中で、本地区のバリアフリー化満足度が8%ございました。また、今回の事後評価では回収数が100通以上となるように実施しております。

(島崎委員)

アンケートの対象者は、地区内の方々だと思うのですが、前回と同じ地区を対象としていると考えてよろしいですか。

(事務局)

はい。同じと考えていただいて結構です。平成 16 年度と同様に、地区内の方々を対象としてアンケートを実施しております。

(島崎委員)

整備地区内に住んでいる方々の満足度を調べるということと、利用している方々の満足度を調べるというのでは意味合いが違ってきます。整備地区内の方々には、整備を行うことにより不満を感じる場合もあるでしょうし、逆に地区外の方々には非常に便利になったと感じる場合もあると思います。例えば、道路を拡幅することで、整備前にはあまり自動車が通らず安全であったものが、整備後は交通量が増え事故の危険性が増えるといった問題が起きたりすることもありますので、そのようなことも踏まえて整備地区内の方々の満足度を調べ評価すると良いと思います。

(事務局)

少し訂正させてください。市内 7 地区で 3000 部を配布した平成 16 年度のアンケート調査は、JR 穂積駅周辺地区の 190 h a に限定してアンケートを行ったわけではなく、この地区も含めた市内 7 地区で実施しており、事後評価方法書に記載しております従前値につきましては、このアンケート調査から対象地区のものを抽出しております。また、整備後につきましては、本地区に住んでいる方々に限定してアンケート調査を行っております。

(岡村委員長)

多少物差しが違うものの指標としては確認できているということではよろしいでしょうか。例えば、大学の学生を対象としますと、5 年も経つと対象とする学生が全く異なりますので、同じ評価にはならないという場合がありますが、瑞穂市の中で地区を限定したということであれば、指標としては成り立つと思います。

(島崎委員)

評価の仕方は色々あると思いますが、アンケートの対象は同じサンプルが良いと思われま

(広瀬委員)

瑞穂市にも都市計画のビジョンがあると思いますが、それと今回のまちづくり交付金事業との整合性はどのようになっていますか。例えば駅前の商業地ですが、商業を活性化させるために、まちづくり交付金事業をどのように活用したのかなど、まちづくりとの関連性について説明をお願いします。

(事務局)

穂積駅周辺については商業の中心地であり、その中でまちづくり交付金事業をどのように都市計画と整合させたのかというご質問だと思いますが、まちづくり交付金事業では、先ほどご説明させていただいたように 3 つの目標を掲げ事業を実施しております。その中には、商業の活性化など都市計画との整合を図った目標はありません。本地区のまちづくり交付金事業では、交通結節点である鉄道駅（穂積駅）を中心とした公共施設のバリアフリー化や、交通安全支援等を目標に掲げ整備を進めてまいりましたので、商業振興等については今回のまちづくり交付金事業の中では考えておりませんのでよろしくお願い致します。また、岡村委員長も委員として参加してい

ただいておりますが、本地区では、平成 18 年度から J R 穂積駅周辺地区のまちづくり協議会を発足しております。この協議会では、計画に掲げられた 3 つの目標を達成するため、身体障がい者協会の会長さん、県、警察、地元小学校の P T A や区長さん等を委員として、毎年度協議会の中で事業計画を練り上げております。

(島崎委員)

非常に言いにくいことを申し上げたい。

本日の説明の中で、このまちづくり交付金事業により、市民がどの程度満足しているかなどを確認するため、アンケート調査を実施しているとの説明がありました。今年度は、事業最終年度であるため、ホームページにアップして市民の声を聞いたところ、何も意見がなかったということでした。今回の事後評価委員会は、評価委員が 3 人であり、以前から事業を十分に理解しておられる委員もおられるようですが、私は市外在住で本事業についてそれほど詳しくありません。住民の方々からのご意見もないということになると、この 3 人の委員の評価委員の意見は極めて重いものになると思われませんが、そのあたりについては、どのようになっていますか。

(事務局)

ホームページ等により、事後評価シート原案に対する市民の方々の意見を求めましたが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、本地区では毎年度まちづくり協議会を開催することにより、各種団体から貴重なご意見をいただいて事業を進めております。従いまして、評価委員の皆様方だけに責任をお持ちいただくという気はございませんので、よろしくお願い致します。

(島崎委員)

この議事録を公開されるという説明がありましたので、市民の立場として申し上げておきたかったということです。

(事務局)

他に何かご意見等ございませんでしょうか。

それでは事業が実施された現地をご案内させていただきたいと思います。

【現地を確認】

(島崎委員)

歩道部分にカラー舗装を行なっているものがありますが、これは遊歩道の一部として使えますか。

(事務局)

遊歩道としての位置付けは行っておりませんが、遊歩道としても利用できると考えています。

(島崎委員)

路肩のカラー舗装については、自動車等への更なる注意喚起があると良いと思います。本来であれば歩道として整備を行うことが望ましいと思いますが、歩道として整備しなかった理由は何でしょうか。

(事務局)

小学校や中学校の通学路となっている路線を対象に路肩のカラー舗装を行っています。本来で

あれば、歩道と車道を分離することが望ましいのですが、用地等の制約があり歩道設置は困難でした。

(島崎委員)

通学路として行うカラー舗装とその他の目的で行うカラー舗装については、ドライバーへの注意喚起の意味も含め着色を変えても良かったのではないのでしょうか。

(事務局)

視覚的に分離することを目的にカラー舗装を実施しております。

(広瀬委員)

別府保育所北側の地下道を階段からスロープとした事業は、保育所の利用者を対象としているのでしょうか。それとも、一般市民の利用も考慮した整備なのでしょうか。

(事務局)

この事業は、誰もが本巣縦貫道を安全に横断することを目的に実施されたものです。その中には、保育園児等による利用も含まれておりますが、一般市民の方々の利用も含まれております。

(岡村委員)

カラー舗装等の整備効果として、整備後の事故件数等のデータはないのでしょうか。

(事務局)

ございません。今回の事後評価では、整備後の事故件数というものを指標としていないため、計測自体行っていない状況です。

(事務局)

他に何かご意見等ございませんでしょうか。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。次回の事業評価委員会は、11月20日(金)午前9時から実施する予定としておりますので、よろしくお願い致します。

以 上